

# 質 問 回 答

2023 年 11 月 30 日

「マダガスカル国灌漑セクター情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型)」  
(公示日:2023 年 11 月 22 日/調達管理番号:23a00742)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.13 第 4 条(1)既存資料の十分な活用と効率的な調査の実施	「…情報を収集済みである。これら既存の関連資料…」とありますが、この「既存の関係資料」というのは、第3章 1. (5)配布資料/公開資料等に示されているものと考えてよいでしょうか。	既存の関連資料とは、第 3 章 1. (5)配布資料/公開資料を指しています。
2	P.13 第 4 条(1)既存資料の十分な活用と効果的な調査の実施	優先地区6か所についての地図をご提供いただける予定ですが、地図の仕様(電子または紙、精度)をご教示いただけますでしょうか。	ご質問の地図は配布資料(ローカルコンサルタント調査結果)に含まれますので、そちらをご確認ください。
3	P.13 第 3 条(1)調査の目的  P.13 第 4 条(1)既存資料の十分な活用と効率的な調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の調査対象灌漑地区は JICA が実施した調査報告書で優先付けさせている 6 つの灌漑地区(セクター)でしょうか。</li> <li>・「実施意義の認められる新規事業候補の提案を妨げるものではない」との記載がありますが、上記 JICA 調査報告書に示されている新規灌漑地区以外のことでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象灌漑地区は JICA が実施した調査報告書で優先付けされている 6 つの灌漑地区(セクター)です。</li> <li>・基本的に対象の 6 セクターを前提としていますが、マルプアイ地区内に限り、6 セクター以外の候補地でも、実施意義を認められる場合は、提案を妨げるものではありません。</li> </ul>
4	P.14 第 4 条(5)水位データの取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「発注者と先方政府においてはその後も水位データの取得を継続する予定」と記載がありますが、水位計は定額計上にある現地再委託費の水利・水文調査の中に含まれていますでしょうか？</li> <li>・「対象サイトに水位計を設置し水位データを取得することを想定している」とあるが、定額計上金額では何ヶ所設置することを想定していますでしょうか？</li> <li>・業務工程案では第 1 回現地調査から第 2 回現地調査までの期間は 2 か月間で設定されているところ、指示書には「第 2 回現地調査時までには取得したデータを参</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位計は現地再委託費の水利・水門調査の中で含んでいます。</li> <li>・現在想定では 9 か所程度を想定しておりますが、具体的設置箇所については調査期間中の選定を想定しています。</li> <li>・現地調査時期を含め、より適切な工程についてはプロポーザルにて提案ください。</li> <li>基本的には、水位計は通年データを取得することを前提としておりますので、調査期間中に水位計の取り外しは想定しておりません。他方で、案件</li> </ul>

		考に解析を行うこと」と記載があり、本調査で解析を行う想定と読めます。本件、この短期間(設置に要する時間を考慮すると1ヵ月程度)の記録で、具体的に何の解析を想定されていますでしょうか。	実施に向けた調査効率化の観点から、本調査実施期間中のデータについては、取得可能な期間内での水位データからの洪水リスク解析等を行っていただくことを想定しています。
5	P.14 第4条(2)周辺環境の確認  P.16 第5条(3)マルブアイ地区における灌漑整備の事業計画書の作成(3パターン程度) ②事業計画の概要	・p.14に「灌漑施設整備の整備・持続的利用の前提となる流域保全に必要な事業も合わせて検討する」、p.16に「持続的な施設利用のための土砂対策等の流域保全」とありますが、ここで示す流域はベツィブカ川流域すべてを指していますでしょうか。それとも調査対象の6つの灌漑地区の流域であり、調査の初期の段階で対象となる各灌漑地区の直接の上流域にベツィブカ川がないことが確定した場合、ベツィブカ川の全流域を考慮する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。ベツィブカ本川の流域は非常に広大であるため、これが含まれるか否かは見積もりに大きく影響します。	・基本的に、調査対象6つの灌漑地区に影響する流域を想定しております。
6	P.14 第4条(5)水位データの取得  P16 第5条(4)想定される調査スケジュール	P14(5)では「受注者は水位計の設置と第2回現地調査時まで取得したデータを参考に解析を行うこと」とし、(3)では「調査対象地での調査は4月以降を推奨する」とあります。これは、4月以降に実施する第1回現地調査で水位計を設置して記録を開始し、第2回現地調査時にそのデータを回収して解析を行うと理解しますが、P16(4)での現地調査期間を踏まえると、4月から6月までの乾季1~2ヵ月分のデータを用いた解析を想定しているということでしょうか。	・現地調査時期を含め、より適切な工程についてはプロポーザルにて提案ください。 ・現地調査時期に関し4月以降を推奨としたのは現地踏査における制約が小さいと予想されるためであり、求める水位データの時期を示唆するものではありません。 ・水位計の設置及びデータ回収のタイミング及び手法については、より適切な工程があればプロポーザルにて提案ください。契約交渉時に詳細を確認予定です。

7	P.16 第5条(3)マルブアイ地区における灌漑整備の事業計画書の作成(3パターン程度)	「③想定事業費～」は「②事業計画の概要～」の続きの内容であり、(3)は6項目ではなく5項目と考えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。想定事業～の内容は事業計画～の内容に含まれます。従い、5項目と訂正します。
8	P.24 1. 技術提案書作成に係る要件 (7)安全管理	<p>「現在、首都アンタナナリボからマルブアイまでの陸路移動は安全対策措置上で禁止しています。ブエニ県都マジュンガまで飛行機で移動し、そこからレンタカーにて移動してください。また、安全対策措置上、都市間移動も7時～17時に限定しています。」とありますが、以下についてご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全対策処置上、マルブアイにおいて宿泊可能な都市はどこになりますか？</li> <li>・灌漑地区においてボートでの移動が必要なことも想定されますが、安全対策処置上の問題はありますか？</li> <li>・ベツィブカ川の渡河は写真に示すフェリーを利用することになりますが、安全対策処置上の問題はありますか？</li> </ul> 	<p>安全対策措置上、マルブアイを含めブエニ県内で宿泊を禁止している地区はございません。マジュンガ市、マルブアイ市等での宿泊が可能です。ボート及びフェリーの移動について、安全対策措置上の制限はございません。</p> <p>他方で、都市間移動自体が日中のみの制限になりますので、同フェリーの利用はJICA事務所と連絡のつく日中をお願いいたします。</p>
9	P.24 1. 技術提案書作成に係る要件 (6)対象国の便宜供与	(6)対象国の便宜供与における「1.カウンターパートの配置」では、「無(省庁代表者の紹介は可能)」とありますが、貴事務所や実施中プロジェクトが関係を有するドナー代表者等の紹介、あるいは貴事務所から調査実施を証明する文書の発行は可能でしょうか。	ドナー代表者の紹介は可能です。調査に先立ち事務所にて調査実施を証明する先方政府への通知レターを作成いたします。

10	P.25 2. 技術提案書作成上の留意点 (2)業務の実施方針等 2)業務実施の方法	「1)及び2)を合わせた記載分量は、20 ページ以下としてください。」とありますが、プロポーザルの「業務実施の方法」の記載分量は、20 ページでよろしかったでしょうか。	「1)業務実施の基本方針」および「2)業務実施の方法」を合わせた記載分量にて、20 ページ以下としてください。
11	P.26 3.経費積算に係る留意事項 (3)定額計上について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1.マジュンガでの移動にかかる車両関連費」と「3.マジュンガの C/P 移動にかかる燃料代」は、優先順位が高いとされた6つの灌漑地区(P.13)の調査を想定して設定した金額でしょうか？</li> <li>・「実施意義の認められる新規事業候補の提案を妨げるものではない(P.14)」とあり、「必要に応じて再委託先を活用した調査を実施することを認める(同)」とありますが、6つの灌漑地区と新たな灌漑地区を調査対象として追加した場合、定額計上されている再委託費、車両関連費、C/P 移動にかかる燃料代の増額は認められるのでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6つの灌漑地区を含めマルブアイ地区での調査を想定して設定した金額です。</li> <li>・ご提案の新たな選定区を対象とした調査の実施意義を確認し、増額の妥当性の確認に基づいての判断となります。</li> </ul>
12	P.27 3.経費積算に係る留意事項 (3)定額計上について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書(インセプションレポート、ファイナルレポート)には仏語版が含まれています。定額計上には仏語資料翻訳費(仏→日)が200万円計上されていますが、報告書の翻訳費については計上されていません。報告書の翻訳費は本見積りに計上するという理解で宜しいでしょうか？</li> <li>・本見積りに計上する場合、上限額金額設定の根拠となっている報告書の翻訳想定ページ数(200word/ページ)をご教示ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書の翻訳費については本見積りに計上ください。計上に際しては、想定ページ数を180ページとしてください。</li> </ul>
13	P.27 3.経費積算に係る留意事項 (3)定額計上について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定額計上 No.4 現地再委託費が950万円計上されていますが、対象項目(気象・自然条件調査、地形測量、水理・水文調査、地質調査、生計・水利組合調査)別の想定金額を教えてくださいませんか？ また、必要な調査数量がこの金額で実施できない場合、契約後に増額することは可能でしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目別の想定金額については各項目150～200万円程度を想定しています。</li> <li>・基本的には、契約額の増額は認められません。不可抗力や契約を変更せざるを得ない妥当な理由が確認される場合、増額の検討がなされます。</li> </ul>

14	P.27 3. 経費精算に係る留意事項 (3) 定額計上について	現地再委託(定額 950 万円)の項目ごとの具体的な内訳はありますか。また、水位計の設置数の想定をご教示ください。また、水位計の購入・設置・現地測量にかかる費用は再委託調査とは別で計上でしょうか。	・質問 4 及び 13 への回答を参照ください。 ・また、水位計の購入・設置・現地測量にかかる費用は再委託調査等については再委託調査に含まれます。
----	--	--	--

以上